

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊奈町は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県伊奈町長

## 公表日

令和3年9月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等の規定に則り、国民健康保険の療養費、高額療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行及びレセプトの管理等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民健康保険の給付に係る届出 ②申請に関する審査 ③確認等に関する事務
③システムの名称	国保給付管理システム 国保総合システム(国保連合会) 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条8号及び別表第2の42、43の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条、第25条の2 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条8号及び別表第2の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊奈町役場 保険医療課 電話番号 048-721-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	国保給付管理システム 国保総合システム(国保連合会) 宛名統合システム 中間サーバー・ソフトウェア	国保給付管理システム 国保総合システム(国保連合会) 宛名統合システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	事前	
平成29年6月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	被保険者マスタファイル 被保険者レセプトデータファイル 宛名情報ファイル	被保険者マスタファイル 被保険者レセプトデータファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条7号及び別表第2の1の項、42の項、43の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第25条	②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条7号及び別表第2の1の項、42の項、43の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第25条、第25条の2	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険医療課 齋藤伸司	保険医療課 松田正	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療課長 松田 正	保険医療課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月26日	II しいき値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	II しいき値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う項目追加
令和1年6月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条7号及び別表第2の1の項、42の項、43の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条7号及び別表第2の1の項、42の項、43の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第25条、第25条の2	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条7号及び別表第2の1の項、42の項、43の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条、第25条の2 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条7号及び別表第2の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条		
令和2年11月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保給付管理システム 国保総合システム(国保連合会) 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム(国保連合会)	国保給付管理システム 国保総合システム(国保連合会) 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	事後	
令和2年11月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者マスタファイル 被保険者レセプトデータファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	国保給付ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和2年11月21日	I 関連情報7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場 総務課 電話番号048-721-2111	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	事後	請求先の住所変更
令和2年11月21日	II しいき値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年11月21日	II しいき値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しいき値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しいき値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正に伴う修正